

平成27年度第1回バリアフリー吹田市民会議 議事録

開催日時：平成27年11月25日（水） 午前10時30分～11時40分

開催場所：吹田市立子育て青少年拠点 夢つながり未来館 4階会議室1. 2

出席者：バリアフリー吹田市民会議委員

栗田委員、畑中委員、廣瀬委員、長井委員、福西委員、宇都委員、細田委員、赤尾委員、池田委員

中村委員、本田委員、森委員（欠席：松村委員）

市出席者

地域教育部生涯学習課 小西課長、山口課長代理、市場主査

行政経営部資産経営室 近藤主査

事務局

福祉保健部障がい福祉室 後藤室長、秋山参事、蒲田主査

会議次第：1 開会

(1) 委員紹介

(2) 市職員紹介

2 案件説明・討論

《議事要旨》

会長：挨拶

それでは、本日の案件である、吹田市立南吹田地区公民館について説明をお願いします。

担当課より吹田市立南吹田地区公民館新築工事についての説明

会長：南吹田地区公民館新築事業について、ただ今ご説明をいただきましたが、何かご意見ご質問があればお願いしたいと思います。

A委員：同じ障がい者として去年の6月に障害者権利条約が批准されて「他のごとく平等を基礎とする」とされています。また来年4月には障害者差別解消法が施行されるんです。それで国公共機関は合理的配慮が義務付けられるんです。それに対して視覚障がい者に情報が足りませんし、この資料にはルビが全然ふられてないですね。もしこの委員の中に、知的とかルビが必要な人がおられたら、どういう形で情報を伝えようとしているんですかね。

視覚障がい者もそうですが、情報保障というのは一番大事なことです。そういう点を考えていただいて、みんなが誰もが同じように見てわかるように、読んでわかるような形で情報を伝えていただきたいと思うんです。

B委員：僕はバリアフリー委員10年やっていますが、今回が一番分からないです。

前は図面でも浮き出るインクを使って、建物の形とかエレベータの場所とか、触つ

てわかったんですけども、この紙だったら全く分からない。

さっき言われたように来年4月から障害者差別解消法施行ですね。

今までの担当だったら、やっぱり障がいと言っても色々違うんで、会議に向けてどういふものが必要ですかとか聞いてくれたんですけども、今回は、点字の資料を用意しますだけで、点字の資料がたくさんあるのかなと思ったら概要しかない。

それで意見を言ってくださいと言われても、駅からどれぐらい離れているのか、駅からこの公民館まで歩道があるのか、図面の建物のなかで点字誘導ブロックが玄関からどういふふう敷設されるのか、全く分からないです。

多目的トイレといわれても、僕等一番困るのは、普通のトイレだったら水を流す場所がわかるんですけども、用を足した後、ボタンの位置がトイレによってみんな違うんです。

そこら辺がどういふふうになるのか。

もう一つは僕は、点字が読めますが、点字が読める人は視覚障がい者の中でもエリートです、1割もいません。

だから公民館に点字案内板を設置しますと言われますが、視覚障がい者で点字案内板を読んで公民館に入る人はまずいません。

なぜかという、ガイドヘルパーさんを雇わないと行けないところですから。

ガイドヘルパーさんがいれば、点字案内板はいらないです。

だからすごく mismatch を感じます。

エレベータに例えば1階です、2階ですという音声案内が付いているのか。

例えば玄関にも、点字案内板の隣に、大阪市営地下鉄には点字案内板の隣に、音声の案内板も付いているんです。

点字案内板だけでは視覚障害者の1割弱の人、おまけに点字案内板がどこについているのかの案内がないと素通りします。

そういうところをやっぱり理解して工事を進めて欲しいと思います。

まず駅からここまで誘導ブロックはあるんですか。

新しい南吹田の駅ができるのかどうかは知りませんが・・・

会長：交通機関のご説明をお願いします。

住所地のご説明はいただいたんですが、その辺いかがですか。

C委員：先ほどの図面で、女子トイレが1階にあって、男子トイレが2階にあって、2階は男子トイレ、女子トイレとなっています。

女子トイレの方が数が多いのですが、女子トイレの方が数が多いのが一般的なんですか。

担当課：このたび検討委員会とも協議をした中で、女性の利用者が多いという意見がありましたので1階部分に女子トイレのブースを確保しています。

2階部分の方に男子トイレだけとするという要望がありましたので、設計上は男子トイレ専用は2階のみとさせていただきます。

建物のスペースがなかなか確保しづらいところでありましたので、このような形で計画をさせていただきます。

会長：それは一部の女性の意見で、そうなったのですか

担当課：建て替え検討委員会の中で、意見を出していただいた結果ということで、片方の意見ということではありません。

会長：位置関係についてよろしいでしょうか。

担当課：位置関係になりますが、現公民館、建て替え予定地ともに南吹田 4丁目 5丁目。

先ほど概要でもありました、紀州製紙跡地になります。

最寄りの交通機関が、阪急バス水道部前になります。

こちらから徒歩で言いますと 5分ぐらいの位置になります。

道路につきましては目印となる公共施設が非常に少ないところとなりますが、水道部から東淀川行き方面に向かう、片側一車線道路を徒歩5分となります。

B委員：詳しくは知らないんですよ。道路に歩道が付いているかどうかです。

担当課：片側一車線道路の片方に歩道が付いている形となります。

B委員：そこに点字ブロックは敷設されているんですか。

担当課：現在その道路には、点字ブロックは付いておりません。

B委員：ということは、視覚障がい者は1人では行けない。

ガイドヘルパーがいなくて行けないのであれば、施設の中に入っても、ガイドヘルパーさんの案内でできますから、段差がなければ、視覚障がい者としてはオーケーですね。

1人ではそこには行けないんですから、施設内に点字誘導ブロックがあってもガイドさんと一緒に必要ないんです。

会長：最寄りの交通機関については先ほど仰ったように、バスが一番最寄りの公共機関ということですね。そういう説明だったですね。

B委員：バス停からは1人で行けないです。

会長：そうですね、今のお話を聞いていますと、先ほどの発言にもあった通り、新駅の予定とかあるなら、その辺合わせて、もしかしたら周辺の整備とか言う話にも、期待の可能性も、近い将来の話ではないですがそういう可能性はあるということですか。

副会長：すいませんいいですか。

今日の資料としてはやっぱり地図が必要だったと思います。

私は公民館の館長をしておりまして、だいたいどこにあるかわかりますが、今日来られてる方は利用する、しないに関わらず、場所がどこらへんにあって、今仰ったような公共の交通機関が何かということが、今日の資料ではわかりません。それはつけていただいた方が親切だろうと思います。

それと今仰っていましたが、私いつも施設の中で、英語ハングル中国、目に見える分は理解できますが、耳で聞こえる分はこの施設も案内が不足していると思います。それは今後考えていただきたいと思います。それと公民館の事務員の対応も必要ではないかと思えます。

見えない人も耳の聞こえない人も事務員が対応していく必要があると思いますので、事務員が対応できるようにしていただけたら、ありがたいなと思います。

A委員：図面で見ると、エレベータが車椅子で何人乗りとか、通常の利用者さんが何人乗りとか具体的に教えていただけますか。

エレベータの広さ、入口がどれぐらいですか。

担当課：説明させていただきます。

かごの中ですが、出入り口80センチ以上ございます。かごの奥行きは1メートル35センチ。手すりを両面につけさせていただきまして、正面に鏡が付いているものとなっています。

車椅子をご利用になられている方の利用しやすい場所に操作盤を設置することと、昇降方向を表示する装置を設けさせていただきます。

エレベータ内なんですが、先ほど音声案内のご質問があったかと思いますが、到着階昇降方向のアナウンスが付いております。

廊下側にも音声案内装置を設けたエレベータを設置予定でございます。

会長：ありがとうございます。

A委員：入口が80センチ以上、以上というのは？

担当課：詳細の設計は今から公募させてもらって、この基準で選定中でございますので、きっちり何センチというところは設計の途中段階ということです。

A委員：交通公共機関の最寄りの駅、吹田管内はバリアフリー調査をさせていただいたんですが、一番いい例がモノレールの阪大。阪大前は大阪府のまちづくり条例の基準を満たしている駅なんですが、それにもかかわらず、ホームに上がるエレベータは入口が90センチです。私どもの車椅子ではかつかつなんですよ。

ハード的には法令とかの基準はクリアしていると思うんですが、いろんな車椅子、ストレッチャータイプの車椅子の方もおりますしサイズも全然違う方もおられますし、誰もが乗りやすい、乗れる、エレベータを設置してもらいたい。

サイズを聞く限り小さいような感じがしないでもない、奥行きが135センチという車椅子が1台入ったらあとは入れないということですよね。

担当課：法令を見て建物の面積から一応11人乗りとさせていただいているんですが、全体的なことも考えて、できる限り沿うような形でさせていただきたいと思っておりますが、ストレッチャータイプまでは正直なところ、この施設ではちょっとしんどいのかなと思っております。

A委員：それは来年の4月に差別解消法で、先ほどもいましてけれど、国公共機関は合理的配慮を提供するのが義務なんです。

誰もがどんな車椅子に乗っていても、誰もが入りやすい公共の施設でしょう、これ。ストレッチャーの車椅子の方がこの施設を利用するのに2階にあがれなければどうするんですか。

B委員：職員の方がおんぶか抱っこしてあげるしかできないでしょ。合理的配慮しなくちゃいけないなら。

A委員：そういうところも踏まえて作っていただけたらと思います

B委員：今僕は全旨の立場から意見を言ったんですが、弱視の立場から意見を言いたいと思います。

弱視の人でも色々な人がいるんです。視力の低い人、中心だけ見えて周りが見えない人、逆に周りが見えても中心が見えない人。色々いるんですよ、右半分が欠損しているとか。

そのなかで僕の友達がよく言うのが、壁の色とかフロアの色、見やすい色、見えにくい色があるんです。

例えば点字誘導ブロックをこの施設の中に敷いてもらえるのであれば、コントラストのあるフロアにして欲しい。

階段を上る時でも、階段のエッジのところを、ほかの所とちょっと変えてもらう。そうしないとデザイン的には点字誘導ブロックを黄色じゃなくて違う色に塗り替えている施設もあるらしいんですが、そうしたら弱視の人はそれでは見えにくいので意味がないと言っていますので、なるべく弱視の人は1人でも公民館に行けると思われますので、1人で来た場合に、壁にぶつからないよう、階段から落ちないような色のコントラストの配慮を願いたい

火災とか地震の時に、音声でアナウンスが出るのかどうかというところをお聞きしたい。

会長：色彩の配慮、避難の際の音声が出るものが設置されているのか、いかがでしょうか。

担当課：コントラストの件ですが、現段階では設計の段階になっておりますので、実際に建物を建てる段階になりましたら、色決めをさせていただきます、その際に床と壁であると分かりやすいような、コントラストになるように配慮させていただきたいと思っております。

火災の場合の案内の方なんですが、この規模の施設でしたら基本的には音声案内を設置する必要はありませんけれども、バリアフリーの観点から音声案内ができるような装置を設置させていただきたいと、考えておりますのでよろしくお願ひします。

B委員：ありがとうございます。

会長：ご質問ご意見ございませんでしょうか。

D委員：多機能トイレの方なんですけど、トイレの中にベッドの設置は予定されておりますか。

担当課：いわゆるベビーベッドと言われる装置については設置を予定しています。

D委員：トイレに座れない方、大人でオムツ換えを行うようなベッドです。

担当課：今のところは子供用を想定しております。

D委員：だから大人用のベッドの設置については無いと。

B委員：いま大人用のベッドが付いている多機能トイレで見たことありますか。

D委員：あります。

B委員：大人用のベッドの設置があるなら、何なら見学してこようかなと思ひますどこにありますか。

市の担当の方にも、ここにこういうものがあるよって案内してあげてはどうですか。どれぐらいのスペースがあるのか、わかるんじゃないかなと。

会長：そういったものは設置が可能かどうかも含めてまだまだ検証が必要などところがあるのかなと思ひます。

私わたしも不勉強ふべんきょうなところがあって申し訳わけないですが、大人用おとなようのベッドべっどというのが実物見じつぶつみたことはなかったのでイメージがわか
なかつたんですが、お話しはなしを聞いたら個室内こしつないで折り畳めるような形状けいじょうになっている。必要な時ひつように引き出して使うひきだしてつかうということですか。

B委員：設計せつけいする人がそれを知らなかったら設計せつけいできないから、やっぱり実際見じつさいみて考かんがえてほしいなと思おもいます。

会長：情報かいちょうとして足りないところがあると思おもいますので、そういうものが広ひろまってきけると言うこと、実際運用じつさいうんようされているところがあると言いうことを検討けんとうして、考かんがえていただけたらと思おもいます。

E委員：階段かいだんの件けんなんですが階段かいだんの幅はばはどれぐらいでしたでしょうか。

階段かいだんの1段だんの高たかさ、階段かいだんの幅はばどのぐらいですか。

希望きぼうとしては私わたしどもとしては、15センチせんちだったらちょっと高たかい方ほうなんです、高たかさがせめて10センチせんちぐらいに、これから設計せつけいされるのであれば、ちょっと考こうりよ慮りよいただけたらと思おもうんですが、幅はばの場合は30センチせんち以上いじょうはやっぱりないといけないんじゃないかと思おもうんです。

階段かいだんの横幅よこはばが二人ふたりが並ならんで登のぼれるのか。手すりてはもちろんついてますよね。

色彩しよくも考こうりよ慮りよしてもらえたらと思おもいますけれども、いかがでしょうか。

担当課たんとうか：この図面ずめんでこの施設しせつの大きおきさで階段かいだんについては、細こまかく建築基準法けんちくきんじゆんほうで決められておりまして、このプランで考かんがえておりますのは一段いちだんの高たかさは18センチせんち。

E委員：高たかいですね18センチせんちだったら。

担当課たんとうか：この規模きぼですと18センチせんちで大丈夫だいじょうぶ、法的な問題ほうてき もんだいだけなんですが一応いちおうかんが考かんがえております。

E委員：ちょっと足あしがご不自由ごふじゆうな方かたなんかですと、一段足掛いちだんあしかけるのに18センチせんちは高たかいですよ。

B委員：不自由ふじゆうな人はエレベータえれべーたを使うつかうしかないんじゃないですか。

E委員：エレベータえれべーたですか。

ある程度ていどけんじょうしや健康者かたの方かたでも、それでも18センチせんちだったら高たかいです。

副会長ふくかいちやう：今の公民館こうみんかんの建たっている幅はばと高たかさとか、すべて同じぐらいですか。

担当課たんとうか：複合施設ふくごうしせつとなりますとまた少しすこ変わかってはくるんですが、ちょっと他たの施設しせつまでは全部ぜんぶ調しらべさせてもらわないと、今いまそこまで資料しりようを持って来きておりませんので、別途べつとご報告ほうこくという形かたちになるかと思おもいます。

E委員：これからの設計せつけいですのでちょっと、この点てんを考こうりよ慮りよしていただきたいんです。

私わたしもほんとに年としを重ねかさねるごとに一段一段いちだんいちだんが高たかくてエレベータえれべーたと仰おっしやっていたきましたが、やっぱり階段かいだんを昇のぼり降おりするのひとも一つのリハビリりはびりじゃないかと思おもいますし、それに対してはやっぱり登のぼりやすい降おりやすいということかんがを考かんがえていただきたいと思おもうんです。せめて15センチせんちでも高たかいかなと思おもうんですが。

会長かいちやう：あと他ほかの高たかさ以外いがいは？

担当課たんとうか：踏ふむところが今いまの設計プランせつけいプランでは26センチせんち、階段かいだんの幅はばですが有効幅ゆうこうはばが1メートル20。人ひとが大体だいたい60センチせんちで行いけますので、2人並りならんでも昇のぼり降おりができる寸法すんぽうです。

E委員：幅がないんですね。高さも考慮してもらえるといいですね。

副会長：今おっしゃっているリハビリまさにそのとおりなんです。

でもね、高さを決めるのがちょっと難しいなと思うんです。リハビリ、高齢者の方のためにはある程度あった方がいい場合もあるんです。

あんまり低いとかえって歩きにくいというのも経験しました。

E委員：難しいですね。

副会長：その辺が難しい寸法なんですけれども、今それで各館、今ある施設の中の幅がだいたいどれぐらいかなということをお聞きしたんです。

B委員：視覚障がい者からすると、ほかの公民館と同じ高さがいいです。

会長：極端に高い低いがあると、かえって使いづらい。

B委員：統一されていないと、足の間隔が見えないから。

それと吹田市視覚障害者福祉協会から毎年市に対して要望していることが、例えば市役所の所に内環状線ありますよね。

阪急電車の下を地下道があるんですけれどもスロープの地下道なんです。その段差がすごく小さいです。

会長：高さが低い。

B委員：低いんです。

それが歩きにくい、それを何とかして欲しいという要望を毎年出しています。

あれ府の地下道なんですけどもね。

障がいとか高齢者とかで、いろいろ使い方とか人によって違いますね。

視覚障がい者からしたら、他の施設と同じ高さがいい、参考にしてもらえたらなあと思います。

会長：なかなか階段の高さに関してはいろいろな御意見があろうかと思えますし、先ほど仰ってくださったように他の施設も調査いただけたらと。

私から一点お尋ねしたかったのは、この施設土足での入場ですよ。

雨の日だとか、下が濡れた時の危険度とかということで、床材の材質だとか、そういったものへの配慮とか考えなどはありますでしょうか。

お聞かせいただきたいです。

担当課：床材に関しましてはまだ決めてはいないんですが、公民館新築するにあたりましては、どの施設も土足で入られるということで、滑りにくい材料を提案させても

らってしまっていて、その中から色とかは選んでいただいています。こういう会議で壁と床の色は変えてほしい、コントラストをつけてほしいということや当然、階段の

蹴上げのところに滑り止めをつけて、そこだけ色を変えるというのと、点字ブロックは基本的に黄色と理解させてもらっております。

B委員：JIS規格となっていますからね。それを換えられると困るんです。

担当課：黄色以外はないと思っております。

点字ブロックはすべて黄色、固定で考えさせていただいております。

会長：何かご意見ご質問ございませんか。

B委員：この施設の非常口とか避難経路とか、もし災害時にどういうものがあるのか。一番懸念されるのが、電動車椅子とか視覚障がい者の方とかなんですが、災害が起きたときに、電気の供給がストップしエレベーターが動かなくなった時に、そのような場合どういう形で私たちは災害に対応していったらいいのかなど。

担当課：今想定しておりますのは、1階につきましては玄関ホール及び大会議室のところ、建物の端と端という意味ですが、そちらに出れる避難経路を想定しております。

また2階につきましては、こちら調理実習室、小会議室、建物の端同士に、こちらら緩降機ですね、人を吊って降ろす形の避難器具を2カ所に設置予定しております。機械は手動前提となっております。

B委員：それはたとえば車椅子の人が一人で操作できるんですか。

誰かがいないとできないんじゃないですか。補助の人がいなくなったら困りますよね。

人的な配慮というのはしてもらえるんですか。

今日は市民会議だから障がい者としてどうかなど、お聞きしているんです。

そういう器具がありますと言われても、使えなかったらどうしようもないですし。

担当課：公民館には必ず事務員が常駐しておりますので、事務員の方に使い方であるとか、対応については事務員連絡会等、この公民館でしたら直接公民館ができた時に使い方であるとか、そういうお話しをさせていただきますのでそのあたりは対応させていただきますと思います。

B委員：公民館が開いている時は必ず事務員さんがいるということですね。

例えば昼休みなので居ませんということや、12時から1時までは休憩なんで居ないということは無いんですね。

担当課：休憩時間はございますが、その時間は基本的に貸し出しをしておりますので、一般市民の方が基本的にはいらっしやらないという形になります。

一般市民の方がご利用いただいている時間帯につきましては、事務員が必ずいるという形になっております。

担当課：いま申し上げましたとおり、ここ数年とってはいけません、各館の方に避難訓練等の強い指導を行わせていただいております、消防入れて避難器具の使用とかAEDの使用とかの訓練を公民館に来られているサークルの方も含めまして、もちろん事務員、館長も含めまして、強くしていたdしているところでもありますので合わせてこういう避難器具についても、それぞれ周知というか使い方の習熟を行っていただいているところでございます。

障がい者の方を見捨てるようなことは、絶対にしないよう指導しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

副会長：おっしゃる通りです。

避難訓練と併せて不審者が入って来た時にどうするかとか、どこで火が出たらどうするかとか、そういう時のことも含めて想定して、訓練を行っております。

お昼は事務員がいませんが、一応使用時間というものが決まっておりますので、その間は館長や事務員が責任を持って対応するようにしております。

皆さんの安全を考えて使用していただいているというのが現状です。

A委員：それはあれですか、障がいを持つ人も含めての訓練ですか、車椅子についても。

副会長：そうです、障がいも含めて高齢者がそういう場合にパニックになってしまったと言うようなケースも含めて、事前に話し合っていて実施しているということです。

会長：ご質問ご意見ございませんか。

E委員：平面図を見させていただいているんですが、一般市民もちろん利用させてもらえるんですよね。

小会議室、大会議室、調理室などありますが大体何人くらいの収容が可能なんでしょうか。

担当課：今設計の中で想定しておりますのは、1階の大会議室につきましては約60人。これは椅子の数、机を会議室形式で並べた形を想定しております。

2階の小会議室につきましては24人。調理実習室につきましては、これは調理の講座開催を想定しておりますので約20人を想定しております。

E委員：収容何人などという表示はなさるのでしょうか、その部屋3か所には。

担当課：これは、定員という考え方をどこに持つかというところがありまして、法律的ということになりますと、もう少し一人当たりいくらというスペースがありますので、それからするとすごく多くなりますが定員表示はちょっとしておりませんが、会議の際に机いすを並べたらいくつ置けるか、まずそこで想定ということをしていただいております。

E委員：会議を想定して収容人数何人という形なんですね。

担当課：今回は実は土地に対してこれぐらいの建物が建てれると、言うところからスタートしましたので、そこでできる限り大きな部屋、それと利用しやすいような小さな部屋というものを割り振りましたので、その中でスペースができて、幾つ入るかというところで人数とさせていただきます。

E委員：大会議室ブースで仕切るなりという方法もありますよね。

担当課：そういうことも、はい。

E委員：分けられて使用することも可能ですね。

私も一回経験があったんですけど、定員数が何人ということがわからなかったもので、会議に入りました時点で定員オーバーですと言われたんです。

表に定員が何人ですと書いていただいたら、こちらも会議をするのに目安になるかなと思っております。

副会長：多分の話で恐縮なんですけれども、定員表示はおそらくこの公民館もされていないと思うんですが、お申し込みの時に現在紙の媒体でお申し込みをされておりますよね。

部屋使用の時にそういうやり方をされていると思うんですが、大幅に定員オーバーするような時でしたら、お申し込みの用紙をお渡しするやりとりの時に、明らかに定員オーバー、地震や災害の時に対応できないような人数、という判断で多分事務員さんとのやり取りの中で発生するかなと思いますので、事務員さんが受付時にしっかりとっていただいた方がいいかと思います。

E委員：それがなかったんです、そのまま受けられたから、後でそういうことを言われま
すと、そうなった時点でパニックになりますので。

申し込みのときでもいいので、この部屋の定員は何人ですと、しっかりと明確にして
もらえたら、会議なんかでもスムーズに行くんじゃないかと思えます。

会長：折角入念に避難訓練、色々なケース想定していただいても、使用の方法でそう
いうことがあったために、万が一の災害の時に被害を被られたりしたら大変です。

E委員：パニックになりますからね。

F委員：多機能トイレなんですが、これでは狭くないですか。

中に入って回転するぐらいはないとトイレが無理だと思うんですが。
幅何センチですか。

それともう一つ言っていていいですか、案内とかでここは何々ですという表示が今はす
べて漢字で書いてあるので、知的な人が行ってもさっぱりわからないんです。ルビを
振るとかしないとわからないんです。

会長：いま多機能のトイレのことで、表示に関するルビのこともご意見いただいたんです
けれども。

担当課：多機能トイレですけれども、当然車椅子の方が利用することを想定させていた
いておりまして一回転、ぐるりと回転することのできるスペースは一応確保をさせ
ていただいております。

緊急呼び出しボタンなども操作しやすい位置に設置することを考えております。

担当課：部屋の表示板の件につきましても、分かりやすい表示というのをしていきたいと思
います。

会長：ルビを振るというのも一つの方法でしょうし、避難経路やトイレの表示なども絵文字
を使うなどいろいろな工夫がされていたら、あらゆる方にとって使いやすい施設に
なっていくんじゃないかなと思います。

それ以外にご意見ご質問をありませんか。

G委員：調理室なんですが、車椅子の方がおられるので高さとかっていうのは調査とかさ
されているんですか。

色々な方おられるので、高さとか変えられる机などもありますので、その辺も是非ご
検討ください。

手すりの部分で障がいの方で意見があるんですけれども、クネットというのが最近
主流になっているんですけれども、逆に我々にとってはクネットが不便ではないか
という意見があるんです。途中で、手にフィットしないという情報があるので、
クネットは余りお勧めしないという意見を聞いていただけたらと思います。

会長：高さについても色々ご意見をいただいたんですけど、その辺何かよろしいでしょ
うか。

担当課：公民館のほうでは、規格品と言いますか市販ベースの調理台、机等にいたしまし
ても、こちらと同じような通常の事務機、会議機を導入しております。

おっしゃられるように高さ一つ、色々考え方もありますし、そのあたりご意見いた
だきましたし、他のところも調査してみたいと思います。ご意見ありがとうございます

ました。

担当課：波型手すりにつきましては、千一地区高齢者いこいの間で、屋外階段で付けさせてもらったことがありますが、この施設ではまっすぐで滑り止めの付いている手すりです。

一般的なものの採用で考えております。

会長：ご質問ご意見ございませんか。

たくさんのご意見をいただきましたと思います。この会議での意見を参考としていただき、よりよいものを作ってくださいと思います。本日はありがとうございました。